

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026 年 6 月 25 日	
山口県知事 村 岡 嗣 政 様	
提出者	
住 所 山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番1号	
氏 名 ENEOS株式会社 麻里布製油所	
所長 加 藤 克 幸	
電話番号 0827-24-6140	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ENEOS株式会社 麻里布製油所
事業場の所在地	山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番1号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	石油精製業
②事業の規模	3,993億円／年
③従業員数	490人(令和8年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【別紙1-1】に示す廃棄物処理フロー図のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【別紙1－2】に示す管理体制のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	合 計	品目別詳細は別紙2－2
	排 出 量	1, 5 9 1 . 4 1 t	
	(これまでに実施した取組) ① 廃石綿保温材の溶融化 ② 廃アルカリは、熱回収と残渣の再利用を行う業者を選定		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	合 計	品目別詳細は別紙2－2
	排 出 量	1, 8 9 0 t	
	(今後実施する予定の取組) ① 上記のこれまでに実施した取組みを継続		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 工程毎に発生したものをそれぞれ保管する
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別回収の徹底継続によりリサイクル化を継続する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・実施例なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・実施例なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） ・実施例なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

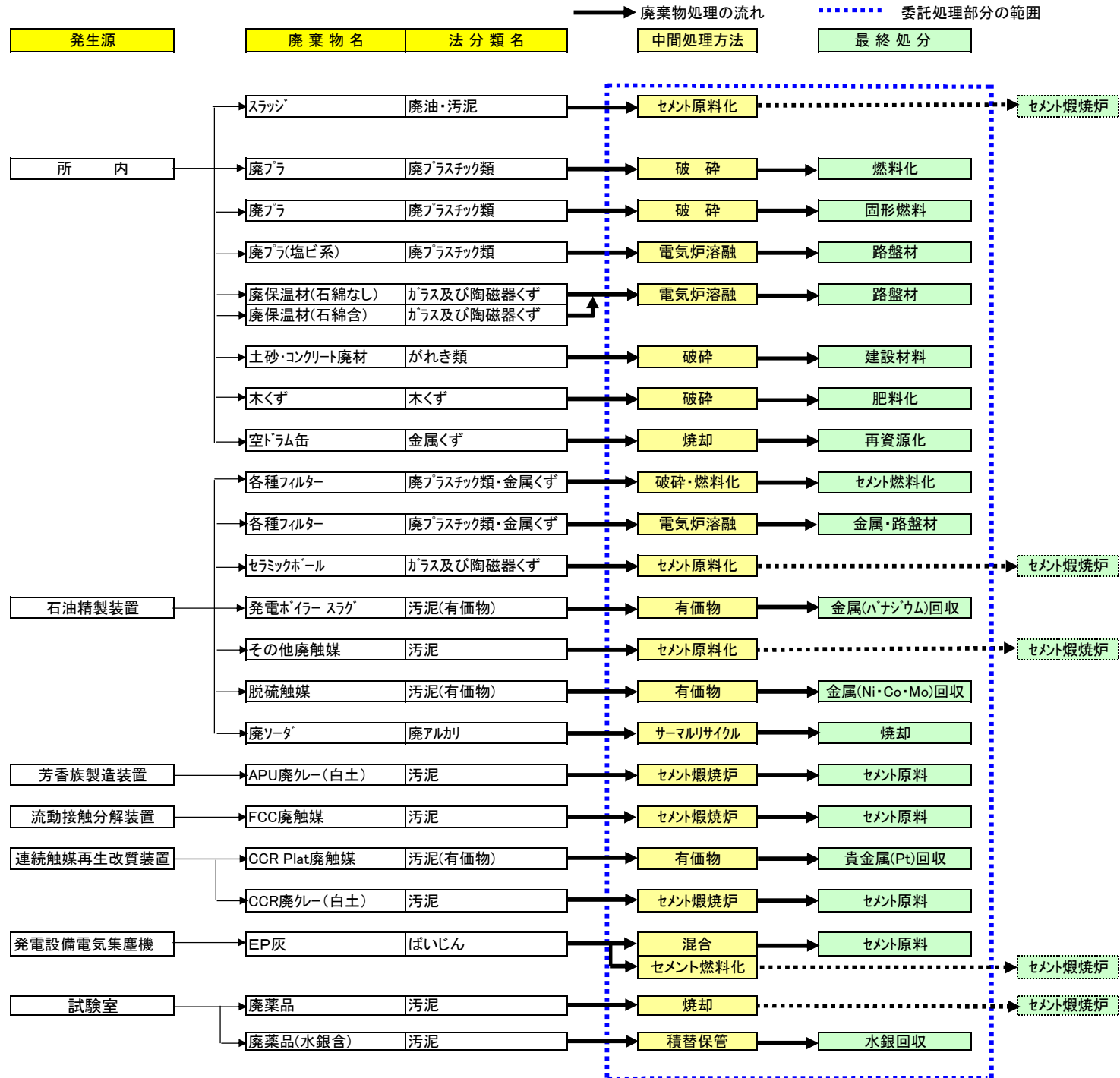
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	合 計	品目別詳細は別紙2-2
	全処理委託量	1,591.41 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,591.40 t	t
	再生利用業者への処理委託量	20.81 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,570.59 t	t
	（これまでに実施した取組） ① 残渣を再利用する業者を選択し、ゼロエミッションを継続 ② 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結 ③ 電子マニフェスト100%化を平成22年に達成し、継続中		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	合 計	品目別詳細は別紙 2－2
	全 処 理 委 託 量	1,890 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,890 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	1,890 t	t
	(今後実施する予定の取組) ① 第4面に記述した、これまでに実施した取組みを継続 ② 可能な限り優良認定処理業者から選定する ③ 委託業者には、定期的に現地確認を実施する		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,591.41 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェストを使用しているため、新たな取組みはなし		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙1-1】廃棄物処理フロー図



【 別紙1ー2 】 廃棄物管理体制

特別管理廃棄物管理責任者（環境安全グループ有資格者）
廃棄物管理責任者（環境安全グループマネジャー）

- ・ 廃棄物の排出状況の把握及び減量化の検討
- ・ 所内の廃棄物の排出状況の管理
- ・ 廃棄物処理計画の立案
- ・ 運搬、処理委託業者の調査、選定と適正処理の確認
- ・ 電子マニフェストの保管・管理
- ・ 監督官庁への各種報告

廃棄物処理管理（環境安全グループ担当者）

- ・ 運搬、処理委託業者の調査、選定と適正処理の確認
- ・ 委託契約の締結及び発注、事前協議書の作成
- ・ 電子マニフェストの推進

廃棄物を発生する各部署

- ・ 廃棄物の再資源・減量化による最終処分量の削減
- ・ 廃棄物の分別・収集
- ・ 廃棄物に関する教育訓練
- ・ 電子マニフェストの正確な入力
- ・ 廃棄物の適正な保管・維持

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	ENEOS株式会社 麻里布製油所	所在地(市町名)	玖珂郡和木町	事業の種類	石油精製業
-------------	------------------	----------	--------	-------	-------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	6	5
	廃酸	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	21	0	0	0	0	0
	廃アルカリ	1,501	1,750	0	0	0	0	0	0	0	0	1,501	1,750	1,501	1,750	0	0	0	0	1,501	1,750
	感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石綿等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害産業廃棄物	64	135	0	0	0	0	0	0	0	0	64	135	64	135	0	0	0	0	64	135
計 (B)		1,591	1,890	0	0	0	0	0	0	0	0	1,591	1,890	1,591	1,890	21	0	0	0	1,571	1,890